

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

「学校教育における発達障害者支援に関する学校と関係機関との連携体制」に
関する調査研究

研究協力者 田中裕一（公益財団法人兵庫県青少年本部 兵庫県立 山の学校）

研究要旨：

学校教育における発達障害のある子どもの支援を実施する際に、特別支援教育がスタートして以降、学校は関係機関との連携を求められるようになってきている。都道府県、市区町村の教育委員会は、よりよい連携体制について模索しているが、どのような連携体制を構築すべきなのか、まだまだ整理されていない状況である。

そこで、現状における学校と関係機関との連携体制構築における国の基本的な動向を整理するとともに、自治体自らがよりよい連携体制を構築するため、連携状況を確認するためのツールを作成し、それを実際に自治体に活用してもらい、その効果や課題の聞き取り調査を行い、その結果から、ツール活用の成果と課題を整理する。

令和3年度は、学校教育における発達障害児支援に関する学校と関係機関との連携体制について把握することを目的として、法令や文部科学省の通知等を基に整理を行った（表1）。関係機関の連携については、2007年4月の特別支援教育の制度化に先駆けて、学校の体制整備を目的として文部科学省が作成した「小、中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）」（2004）を皮切りに、特別支援教育推進のために福祉等との連携の必要性を示した「特別支援教育の推進について（通知）」（2007）、教育の充実や合理的配慮の提供のための関係機関との連携を示した「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

（2012）、就学先決定等における関係機関との連携を示した「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」

（2021）、個別の教育支援計画作成時に関係機関との情報共有の必要性を示した「学校教育法施行規則改正」（2018）などで示されており、基礎自治体が連携体制を構築するための根拠があり、その方向性等が示されていることがわかった。

令和4年度は、学校教育における発達障害児支援に関する学校と関係機関との連携体制を、自治体自らが把握し、見直すことができるツールを検討することを目的として、自治体への調査を行った。ツールは、「発達障害の地域支援システムの簡易構造評価（Quick Structural Assessment of Community Care System for neurodevelopmental disorders; Q-SACCS）」を担当者が一部改変したシート（以

下、「Q-SACCS 改」：表 2）を用い、それに自治体担当者に記入してもらい、Q-SACCS 改の効果や改善点等の詳細を聞き取るためのインタビュー調査を行った。調査対象の自治体は、担当者の経験から一定程度、教育と福祉等との連携が実施されている自治体（10 自治体に依頼）とし、調査協力可能と回答した 5 自治体とした。結果、東京都から人口 20 万人程度（年間出生数 1,400 人程度）の自治体の 2 市、兵庫県から人口 30 万人程度（年間出生数 2,700 人程度）と 15 万人程度（年間出生数 900 人程度）の 2 市、北海道の人口 1 万人程度（年間出生数 100 人程度）の自治体となった。9～10 月に Q-SACCS 改への記入依頼、12～1 月にインタビュー調査を行った。

調査結果（表 3）から、基礎自治体による連携の取組は一定程度整備されつつあるものの、調査した自治体に共通して、中学校と高等学校間の引継ぎや高等学校段階以降の連携の難しさが明らかとなった。また、聞き取り調査から、Q-SACCS 改が自治体内の発達障害の連携体制を整理することや関係部署の共通理解をすることに役立つことが示唆された。

今後、時代の変化や自治体内のリソースの変化などの状況に応じて、自治体自らが、Q-SACCS 改などを活用して連携体制の現状を整理したり、状況に応じて見直しを進めたりして、よりよい連携体制を構築することが求められる。

1 概要と目的

学校教育における発達障害のある子どもの支援を実施する際に、特別支援教育がスタートして以降、学校は関係機関との連携を求められるようになってきている。

学校教育段階の家庭・教育・福祉の連携については、平成 30 年 3 月に「家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」が出され、基本的な方向性が示され、情報共有等を図りながら、引継ぎ等を行うことが示されている。また、このこと以外でも、近年、家庭と教育と福祉の連携を促進するための法令が制定されたり、通知が発出されたりしている。

しかし、都道府県、市区町村の教育委員会や学校は、よりよい連携体制について模索している。しかし、どのような連携体制を構築すべきなのか、また、現在の連携体制に足りない部分や重複する部分があるの

かなどの評価については、担当部局や学校単位で検討されることが多く、行政単位でトータルで評価検証する自治体は多くなく、そのためのツールはない。

また、学校教育段階では、関係機関との連携ツールとして、個別の教育支援計画が用いられており、その様式が各自治体等によって定められたり、保幼小や小中、中高の連携がルール化されたりするなどして、引継ぎ等の取組が推進されている。

このように個々の子どもの連携をどのように行うかについてのツールは存在するが、学校や自治体と関係機関との連携を整理するためのツールは存在しない。

そこで、現状における学校と関係機関との連携体制構築における国の基本的な動向を整理するとともに、よりよい連携体制を構築するための Q-SACCS 改を作成し、実際に自治体に活用してもらい、その効果

や課題の聞き取り調査を行い、その結果から、活用の成果と連携の課題を整理する。

2 研究方法

(1) 学校教育段階における関係機関等との連携に関する法的枠組みの整理（令和3年度）

発達障害児の教育が位置付けられた特別支援教育の制度化以降の教育関連の法令や文部科学省の通知等から、発達障害に関するものを整理するとともに、学校と関係機関との連携についての法令等について整理する。

(2) 自治体が学校と関係機関との連携を評価できるツールの活用と連携の成果と課題の整理（令和4年度）

学校教育における発達障害児支援に関する学校と関係機関との連携体制を、自治体自らが把握し見直すことができる方法を検討することを目的として、自治体への調査を行った。

方法は、まず、Q-SACCSを学校段階で活用するためには、学校の取組状況から、就学以前をひとくくりにしたり、学校段階で区切ったりするなどの工夫が必要と考え、筆者により学校教育で活用しやすいQ-SACCS改（表2）を作成した。

そのQ-SACCS改に、自治体担当者（教育委員会、福祉部局担当者）に記入してもらい、Q-SACCS改の効果や改善点等の詳細を聞き取るためのインタビュー調査を行った。

調査対象の自治体は、筆者の経験から一定程度、教育と福祉等との連携が実施されている自治体（10自治体に依頼）とし、

調査協力可能と回答した5自治体とした。

結果、東京都から人口20万人程度（年間出生数1,400人程度）の自治体2市（A市、B市）、兵庫県から人口30万人程度（年間出生数2,700人程度）の市（C市）と15万人程度（年間出生数900人程度）の市（D市）、北海道の人口1万人程度（年間出生数100人程度）の町（E町）の5自治体となった。

9～10月にQ-SACCS改への記入依頼、12～1月にインタビュー調査を行った。

インタビュー内容については、連携体制をより詳細に理解したり、Q-SACCS改の有効性を検討するため、ツール記入による学校教育と関係機関との連携に関する基本的な自治体内の取組だけでなく、「幼小、小中、中高、高校卒業後の連携の現状」、「記入しての意見」、「Q-SACCS改を自治体内で活用するための問題点・改善点」、「行政内での共有、保護者等への情報提供」、「高等学校段階におけるリソースの課題」、「施策を検討するための情報収集方法」などとした。

（倫理面への配慮）

本報告は、公にされている文献の概要を取り扱う調査であり、人権上の不利益に繋がる内容、企業等との利益相反は無い。

3 調査結果

(1) 学校教育における連携を促す法律等の概要

特別支援教育の制度化以降の教育関連の法令や文部科学省の通知等から発達障害に

関するものを整理した（表1「学校教育における発達障害者支援に関する主な施策、法令、報告等」参照）。

そのうち、本研究と関連の深い学校と関係機関との連携に関する法令や通知について報告する。

①「小、中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）」文部科学省（2004）

2007年度の特別支援教育の制度化に向けて、すべての小、中学校がどのような体制を構築すべきかについて示したガイドライン。発達障害のある子どもの教育において、小、中学校において関係機関との連携の必要性を示した。

その中では、国レベルの教育・福祉・医療等の関係機関との連携体制のための特別支援教育ネットワーク推進委員会の設置を、都道府県レベルでは広域特別支援連携協議会の設置、一定規模の地域レベルでは特別支援連携協議会の設置を求めている。また、教員だけでなく、心理学の専門家、医師等で構成する専門家チームの設置を都道府県に求めた。

さらに、各学校に対して、医療、福祉等の外部の専門機関等との連携の推進や専門家チームの活用を求めた。

②「特別支援教育の推進について（通知）」文部科学省（2007）

これまでの特別支援学校を中心とした特殊教育からの転換により、障害のある子どもが在籍するすべての学校で実施されるこ

ととなった特別支援教育において、（1）ガイドラインに示されている内容を設置者や学校に求める通知。

各学校及び各教育委員会等に対し、必要に応じて、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ることを求めた。

③「学校教育法施行令の改正」及び「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」文部科学省（2013）

障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みについて規定している学校教育法施行令を改正するとともに、その際の各設置者が実施する就学先決定の手続きに資する資料として作成した。

改正内容として、これまでの就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が就学先を決定することとなった。

そこで、教育支援資料では、就学先の決定に当たって、教育委員会担当者、教育・保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者が関わることになることから、これまで以上にこれらの関係者が相互に密接な連携を図り、本人、保護者も含めた関係者の合意形成のもと、円滑な就学支援ができることが求めている。

④「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について（事務連絡）」文部科学省（2015）

小、中学校等に在籍している発達障害児の利用も多い放課後等デイサービス事業者の運営等に関するガイドラインを厚生労働省が作成し、放課後等デイサービス計画と学校で作成する個別の教育支援計画との連携を求めた。

そこで文部科学省は、学校との間で相互の役割の理解を深めるため、保護者の同意を得た上での学校における個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス事業所における放課後等デイサービス計画を共有することなどにより、学校と放課後等デイサービス事業所との連携を求める事務連絡を発出した。

⑤「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定」文部科学省（2015）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が2013年に制定され、障害による差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が示された。制定時には、障害による差別的取扱いの禁止は国・地方公共団体等（国公立学校など）、民間事業者（私立学校など）ともに法的義務があり、合理的配慮の不提供の禁止については国・地方公共団体等（国公立学校など）は法的義務があったが、民間事業者（私立学校など）は努力義務とされた（2021年6月の障害者差別解消法改正により、民間事業所に対しても法的義務となった。ただし、施行については、公布日から起算して3年を超えない範

囲内において政令で定める日となっている）。その努力義務とはどのようなことであるかを示しているものが、対応指針になる。

その中では、合理的配慮の合意形成や研修・啓発などの場面において、医療、保健、福祉等の関係機関や障害者関係団体と連携することなどが求められている。

⑥「改正発達障害者支援法」施行（2016）

発達障害者支援法は、議員立法により2004年12月に成立し、2005年4月1日から施行された法律であり、この法律により、発達障害の定義と法的な位置づけが確立され、これまで支援の対象から外れていたLD、ADHD、ASD等が支援の対象となった。2016年6月に、その法の目的・基本理念や定義、および国民の責務、就労の支援、教育等の内容が改正された。

そこでは、発達障害者の支援において、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関および民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないことなどが示されている。

⑦「発達障害を含む障害のある子どもに対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」文部科学省（2017）

障害者差別解消法制定や学校教育法の改正、学習指導要領の改訂など制度の変更があることから、（1）ガイドラインを全面

的に見直した文書。

これまでのガイドラインでも、学校と関係機関との連携の必要性について示されていたが、今回のガイドラインで学校内における役割分担やその活用方法などについて、さらに具体的に記載されることとなった。

⑧ 「「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」報告」及び「学校教育法施行規則改正」文部科学省（2018）

障害のある子どもの自立と社会参加のために、教育と福祉がより連携して、家庭や本人を支えることができるよう、文部科学省と厚生労働省の副大臣が立ち上げた「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の報告が2018年3月なされ、そこでは、学齢期の障害のある子どもが放課後等デイサービス等の福祉制度を利用しているが、取組内容の共有や緊急時の対応などの連携ができていないことが指摘された。

そこで、文部科学省は同年8月に学校教育法施行規則を改正し、「「個別の教育支援計画」を作成する際には、当該児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、保護者や関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこと」と定めた。

⑨ 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」文部科学省（2021）

2021年1月にまとめられた「新しい

時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」を受け、(3)「教育支援資料」の内容について、障害のある子どもの就学先となる学校（小中学校等，特別支援学校）や学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してもらうために改訂した文書。

そこには、早期発見と早期支援、一貫した教育支援実施、移行期の教育支援、引継ぎ、進学や就職、就労等に向けた取組などの場面において、家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化の必要性が示されている。

(2) 学校教育における関係機関との連携状況を確認・検討するツール活用の結果と課題（令和4年度）

①学校教育におけるQ-SACCS改の有効性調査の結果（表3、4、5、6、7、8、9）

各自治体のQ-SACCS改の記入状況は、表3～8の通りである。表4と8は同じB市が記入したもののだが、表4を記入した担当者が1年目の職員ということもあり、これまで長くB市の学校教育施策に関わってきた職員が聞き取り調査後に追加で記入し提出した（表8）。

聞き取り調査の結果は、表9にまとめた。

4 考察

(1) 法令等の状況

表1や①～⑨に示したように、これまで

に学校と関係機関との連携に関するさまざまな法令や通知等が示されており、連携を進めるための法制度は進んできていると言える。

しかし、各自治体や各学校が、現在、関係機関とどのように連携をし、どのようなことが課題となっているのかなどについて、文部科学省の調査はなく、また、近年の連携状況について、全国的な状況を調査した論文も見つからない。

これらのことから、学校と関係機関との連携に関する全国的な現状と課題が未整理の状態であると言える。

(2) 調査から見える現状と課題

① 中高連携の取組の必要性

Q-SACCS 改の記入と聞き取り調査から見てきたことは、市区町村といった基礎自治体と都道府県とが情報共有する仕組みの弱さであった。そのことが、中高連携の課題として現れてきていると思われる。

中学校と高等学校の連携については、一定程度、進みつつあるものの、設置者が変わることが多い高等学校段階での情報共有、相談等の連携の判断が各高等学校の判断になっていることから、学校間格差がある状況がうかがえる。市区町村では就学前、保幼小中の状況については把握しやすいところがあるが、設置者が違う高等学校や私学に在籍する子どもの相談等の情報を集めることが難しい状況がある。そこで、兵庫県のように、中高連携の仕組みを県レベルで作ることは、効果的な手法として考えられる。

(参考：兵庫県の取組)

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課H

P

<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/tokushi/>

リーフレット、ハンドブック等

<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/tokushi/leaflet/>

中学校・高等学校連携シート（PDF版）

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/shienhikutugi/renkeisheet/renkeisheet.pdf>

中学校・高等学校連携シート（Excel版）

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww2.hyogo-c.ed.jp%2Fhpe%2Fuploads%2Fsites%2F9%2F2023%2F03%2Frenkeisheet.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

教育・家庭・福祉の連携マニュアル～児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル～

<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/uploads/sites/9/2023/03/renkei-manual2.pdf>

② 都道府県の連携施策のよりいっそうの周知の必要性

都道府県レベルでも相談等があった場合の情報の連携に関する取組は、筆者の知る限り、一定程度進んでいるはずだが、高等学校の設置者である都道府県等から、市区町村に対して、それらの情報の周知が不十

分な可能性もあり、都道府県によるさらなる広報や、都道府県と市区町村が取組の情報を共有する場が必要なかもしれない。

さらには、都道府県と市区町村の情報共有が不十分な場合、各学校、教員、保護者、本人に、情報を共有する仕組みがあることが伝わらず、その場その場の対応になってしまったり、支援の情報が適切に引き継がれなかったりすることが考えられる。

③自治体内の情報共有の必要性

A市とB市の聞き取り調査を実施する中で、次のようなことが見えてきた。

A市は、教育と福祉のそれぞれの担当者が記入し、その結果を突き合わせてからQ-SACCS改を筆者に提出した。また、聞き取り調査当日も両者が出席した。

そこでのやりとりから、教育と福祉の連携の取組が、施策名やその制度については両者に一定の理解があるものの、詳細の理解ができていない部分があり、片側の担当者だけでは連携体制の全体像をつかむことが難しい、ということであった。

B市は、教育委員会の担当者が記入したQ-SACCS改（表4）を筆者が確認した際に、筆者が把握している連携体制とかなり違いがあったために、担当者に確認したところ、記入した担当者が教育委員会に勤務して1年目のため、状況を把握し切れていない可能性があることがわかった。そこで、これまで長くB市の学校教育施策に関わってきた職員に聞き取り調査後に追加で記入したQ-SACCS改の提出を依頼した（表8）。

表4と表8を比較すると、長年関わってきた職員の方が、連携体制の全体像をつ

かんでおり、それらの連携体制の情報が、次の担当者に伝わりきっていないこと、もしくは担当1年目では様々な部署が関わっている連携体制の全体像を理解しにくいことがうかがえた。

これらのことから、Q-SACCS改等を、担当者間での引継ぎに活用したり、自治体内の連携体制が構築されているかを、教育と福祉のそれぞれの担当者が確認するだけでなく、両者が話し合いをしたりしながら、過不足がないか検討し施策化するなどの対策を実施する必要性が見えてきた。

④Q-SACCS改活用にかかる今後の検討課題

聞き取り調査から、Q-SACCS改を活用することには、自治体内の発達障害のある子どもに対する行政内や学校間の連携を検討する際に、一定の効果があると考えられる。

しかし、表9からもわかるように、Q-SACCS改を活用するには課題があり、より多くの自治体に活用してもらうためには、以下のような、さらなる改善が必要と考える。

- 担当者の負担を軽減するための、記入マニュアルやポップアップ等の記入しやすくする工夫
- Q-SACCS改を活用した自治体の取組の提示

5 結論

法制度の整備や通知等から、自治体や学校における関係機関との連携は、少しずつ進んできていると思われる。

しかし、自治体や学校による連携体制に

地域差があることだけでなく、その連携体制の現状を担当部署間で共有したり、整理したり、見直したりする仕組みやツールが乏しいことが、今回の調査で見えてきた。

発達障害のある子どもの情報共有や引き継ぎなどの連携を切れ目なく実施するためには、乳幼児担当部局や教育委員会、障害福祉担当部局などのそれぞれの部署がよりよい取組を推進しようとするだけでは不十分であり、関係部署が情報を共有して、連携体制の現状を整理するとともに、課題を明らかにし、見直しを図るための仕組みやツールを各自治体で準備しておく必要がある。

このような取組は、EBPM（Evidence-based Policy Making. 証拠に基づく政策立案）となり、自治体の取組をよりよい方向にしていくと考える。

6 研究発表

「発達障害のある方への地域での支援体制づくりに関する取り組み～Q-SACCS 活用から見えた中高連携の現状と課題～」
ニュースレター第 76 号（2023 年 4 月 1 日発行）発行元：独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

7 知的財産権の出願、登録状況 無し

<参考文献>

・田中裕一（2022）：通常学級の発達障害児の「学び」を、どう保障するか～学校・家庭・福祉のトライアングル・プロジェクト～、小学館

表1 学校教育における発達障害者支援に関する主な施策、法令、報告等	
1992.3	通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）
1999.7	学習障害児に対する指導について（報告）
2001.1	21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）
2003.3	今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）
	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査結果公表
2004.1	小、中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）
2005.4	発達障害者支援法の施行
2005.12	特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）
	障害者の権利に関する条約の国連における採択
2007.4	学校教育法の一部を改正する法律の施行（障害種別を超えた特別支援学校等）
	特別支援教育の推進について（通知）
2007.9	障害者の権利に関する条約の署名
2008.4	小学校・中学校の学習指導要領および幼稚園の教育要領の改訂
2009.8	高等学校における特別支援教育の推進——高等学校ワーキンググループ報告
2011.8	障害者基本法の一部を改正する法律の施行（障害者の定義の見直し等）
2012.7	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
2012.12	通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について
2013.4	障害者総合支援法の施行
2013.9	学校教育法施行令の改正（就学手続き等の改正）
2013.10	教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～
2014.1	障害者の権利に関する条約の批准
2015.4	「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について（事務連絡）
2015.11	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定
2016.4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行
2016.8	発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）の施行
2016.12	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布（高等学校における通級による指導の制度化等）

	義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正（小中学校段階の通級による指導に係る教員定数の基礎定数化等）
2017.3	発達障害を含む障害のある子どもに対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～
	幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領公示
2017.4	特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領公示
2018.3	高等学校学習指導要領公示
	「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」報告
2018.4	高等学校における通級による指導の開始
2018.8	学校教育法施行規則改正（個別の教育支援計画作成時の本人・保護者の意向確認と情報共有の義務化等）
2019.2	特別支援学校高等部学習指導要領公示
2019.3	初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド
2020.1	新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告
	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）
2021.3	「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）
2021.6	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正
	障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
	個別の教育支援計画の参考様式について（通知）
2021.7	生徒指導提要の改訂に関する協力者会議 第1回
2021.8	学校教育法施行規則の一部改正（医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員等の名称及び職務内容の規定等）
2021.10	「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」有識者会議 第1回
	特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 第1回
2021.12	特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 論点整理
	特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ 第1回

1

表2 Q-SACCS改(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

〈市町村名〉 〈人口:人〉	就学 以前	継時的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	小学校 段階	継時的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	中学校 段階	継時的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 段階	継時的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 進学	継時的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 就職
レベルⅠ (毎日) 日常生活 水準											
共時的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) 5W1H											
レベルⅡ (定期的) 専門療育的 支援:校内 (通級等)											
共時的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) 5W1H											
レベルⅢ 専門療育的 支援:校外 (医療機関、 放課後等デ イなど)	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

表3 ■Q-SACCS(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

A市	0~3歳	継時的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	4~6歳	継時的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	7~15歳	継時的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	16~18歳	継時的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H
レベルⅠ (毎日) 日常生活水準	○1歳6か月検診、 3歳児検診 ○子育て相談 (児童館)	△	○保育園 ○幼稚園 △保育カウンセ ラー	△	○小学校、中学校 学童巡回相談 OSC	△	○高校 OSC	△
共時的 インターフェイス (情報共有、紹 介等) 5W1H	○保健師 ○心理士 ○児童館職員 ○保育士	○かしのきシート ○保健師	○保育士 ○保健師 ○心理士	○かしのきシ ート ○保健師 ○幼保小連携会 議	○特別支援教育 ○コーディネ ーター △心理士 ○保健師 ○コウディー ナー研修会 ○特別支援教育推 進委員会	○かしのきシート ○教員 ○コーディネ ーター ○保健師 ○心理士	○教員 ○保健師 ○心理士	○教員 ○コーディネ ーター ○保健師 ○心理士
レベルⅡ (定期 的) 専門療育的支援	○発達相談 ○療育支援 ○発達・教育支 援センター	○かしのきシート ○保健師	○幼稚園・保育 園の巡回相談 ○発達指導 ○ペアトレ ○保育所等訪問 △就学相談 □児童ディス サービス ○発達・教育支 援センター	○かしのきシ ート) ○発達・教育支 援センター	○特別支援教育 ○教育相談 ○不登校支援 □放課後等ディ サービス OSC ○発達・教育支 援センター	△かしのきシート ○教員 ○コーディネ ーター ○保健師 ○心理士 ○SSW ○発達・教育支 援センター	○特別支援教育 ○教育相談 ○不登校支援 □放課後等ディ サービス OSC ○発達・教育支 援センター	○教員 ○コーディネ ーター ○保健師 ○心理士 ○SSW
共時的 インターフェイス (情報共有、紹 介等) 5W1H	○保健師 ○心理士 ○言語聴覚士	△	○保健師 ○保育士 ○心理士 OST OOT	△	○かしの木シート ○心理士 OSSW	△	○かしのきシート ○心理士 OYSW	△
レベルⅢ 医療的支援	病院 <内・外 >	・・・継 続・・・	病院 <内・外 >	・・・継 続・・・	病院 <内・外 >	・・・継 続・・・	病院 <内・外 >	・・・継 続・・・

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

表4 ■Q-SACCS(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

B市1	修学以前	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	小学校 段階	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	中学校 段階	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 段階	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 進学	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 就職
レベルⅠ (毎日) 日常生活 水準	○子育てス テーション	△	○教育相談 ○子育てス テーション	△	○教育相談 ○子育てス テーション	△	○子育てス テーション	△	△	△	△
共時的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) 5W1H	■	就学支援 シート	○SSW	■	○SSW	■	■	■	■	■	■
レベルⅡ (定期的) 専門療育的 支援	児童発達支 援 療育支援プ ログラム	就学支援 シート	○就学相談 放課後等デ イサービス	■	○就学相談 放課後等デ イサービス	■	■	■	■	■	■
共時的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) 5W1H	■	△	○SSW	△	○SSW	△	■	△	■	△	■
レベルⅢ 医療的支援	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

表5 <small>〈市町村名〉</small> <small>〈人口：人〉</small>	修学以前	継続的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	小学校 段階	継続的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	中学校 段階	継続的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 段階	継続的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 進学	継続的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 就職
レベルI (毎日) 日常生活 水準	○産前・子育てヘルパー事業 新生児訪問 4か月健診、10か月健診 1歳6 か月健診、2歳児歯科検診、3 歳6か月健診 ○こどもセンター	○保健師 △要保護児童 対策地域協議会 △教育支援 ○幼保小との 引継ぎ	○小学校 ○こどもセンタ ー	○保健師 △要保護児 童対策地域 協議会 △教育支援 ○小中の引 継ぎ	○中学校 ○こどもセンター	○保健師 △要保護児童対 策地域協議会 ○中高との引継 ぎ	高等学校 ○こどもセンター			○保健師 △要保護児童 対策地域協議 会	
共時的 インター フェイス (情報共 有、紹介 等) 5W1H	○保健師 ○明石子育て相談室 サポートノート		○保健師 ○小学校教諭 ○発達支援セ ンター ○こどもセン ター ○巡回指導員 サポートノー ト		○保健師 ○中学校教諭 ○発達支援セ ンター ○こどもセン ター ○巡回指導員 サポートノート	○保健師 ○高等学校教諭 ○発達支援セン ター ○こどもセンタ ー サポートノート	○保健師 △要保護児童対 策地域協議会	○保健師 ○発達支援セン ター ○こどもセンタ ー サポートノート	○保健師 △要保護児童 対策地域協議 会		○保健師 ○発達支援センタ ー サポートノート

<p>レベルⅡ (定期的) 専門療育 的支援</p>	<p>○発達支援センター ○幼児教育相談室（つくし、ことばの部屋）○ゆりかご園、あおぞら園 ○基幹相談支援センター ○こどもセンター 保育所等訪問支援</p>	<p>○保健師 ○心理士 ○PT, ST, OT ○幼児教育相談員 ○相談支援専門員 △要保護児童対策地域協議会</p>	<p>○特別支援学校 △教育支援 ○通級 ○巡回指導 ○明石養護学校 あったかサポート ○県立いなみ野特支教育相談 ○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター 保育所等訪問支援</p>	<p>○保健師 ○心理士 ○PT, ST, OT ○教職員 ○相談支援専門員 △要保護児童対策地域協議会</p>	<p>○特別支援学校 △教育支援 ○通級 ○巡回指導 ○明石養護学校あったかサポート ○県立いなみ野特支教育相談 ○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター 保育所等訪問支援</p>	<p>○保健師 ○心理士 ○PT, ST, OT ○教職員 ○相談支援専門員 △要保護児童対策地域協議会</p>	<p>○特別支援学校 ○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター 保育所等訪問支援</p>	<p>○保健師 ○心理士 ○教職員 ○相談支援専門員 △要保護児童対策地域協議会</p>	<p>○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター 保育所等訪問支援</p>	<p>○保健師 ○心理士 ○教職員 ○相談支援専門員 △要保護児童対策地域協議会</p>	<p>○明石市立発達支援センター ○明石市立発達支援センター ○基幹相談支援センター ○後見支援センター ○ハローワーク明石 ○木の根学園、ひまわり工房 ○障害者就労・生活支援センター あくと</p>
<p>共時的 インター フェイス (情報共有、紹介等) 5W1H</p>	<p>○保健師 ○心理士、PT、ST、OT ○幼児教育相談員 ○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター</p>	<p>△</p>	<p>○教職員 ○通級指導教室担当教員 ○保健師、心理士 ○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター</p>	<p>△</p>	<p>○教職員 ○通級指導教室担当教員 ○保健師、心理士 ○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター</p>	<p>△</p>	<p>○特別支援教育コーディネーター ○保健師、心理士 ○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター</p>	<p>△</p>	<p>○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター</p>	<p>△</p>	<p>○発達支援センター ○基幹相談支援センター ○こどもセンター ○障害者就労・生活支援センター あくと</p>
<p>レベルⅢ 医療的 支援</p>	<p>明石市立明石市民病院 あかしユニバーサル歯科診療所 <内・外></p>	<p>・継続・</p>	<p>明石市立明石市民病院 あかしユニバーサル歯科診療所 ゆりかご園（医療型児童発達支援センター） 外来診療 <内・外></p>	<p>・継続・</p>	<p>明石市立明石市民病院 あかしユニバーサル歯科診療所 ゆりかご園（医療型児童発達支援センター） 外来診療 <内・外></p>	<p>・継続・</p>	<p>明石市立明石市民病院 あかしユニバーサル歯科診療所 ゆりかご園（医療型児童発達支援センター） 外来診療 <内・外></p>	<p>・継続・</p>	<p>明石市立明石市民病院 あかしユニバーサル歯科診療所 ゆりかご園（医療型児童発達支援センター） 外来診療 <内・外></p>	<p>・継続・</p>	<p>明石市立明石市民病院 あかしユニバーサル歯科診療所 ゆりかご園（医療型児童発達支援センター） 外来診療 <内・外></p>

表6 ■Q-SACCS(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

〈市町村名〉 〈人口: 人〉	修学以前	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	小学校 段階	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	中学校 段階	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 段階	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 進学	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 就職
レベルⅠ (毎日) 日常生活 水準	4か月健診 10か月健診 1歳半健診 3歳児健診5 歳児発達相談 保育所 幼稚園 こども園 (民間含む)	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計画 ・特別支援教育 保育連携会議 ・就学前小連 絡協議会 ・要保護児童 対策地域協議 会	小学校 特別支援学校	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計画 ・特別支援教育 保育連携会議 ・要保護児童 対策地域協議 会	中学校 特別支援学 校	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計画 ・特別支援教育 保育連携会議 ・要保護児童 対策地域協議 会	高等学校 特別支援学 校	・サポート ファイル ・個別の教育 支援計画	大学 福祉サービス 事業所	・サポート ファイル	企業等 福祉サービ ス事業所
共時的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) 5W1H	保健師 心理士 医師 保育士 保育教諭 こども支援課指 導主事等 巡回相談心理 士	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計 画	学校教諭 SC SSW 特別支援学校 巡回相談 校内教育支援 委員会	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計 画	学校教諭 SC SSW 特別支援学校 巡回相談 校内教育支援 委員会	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計 画	学校教諭 SC 校内教育支援 委員会	大学教員 福祉サービス事 業所職員	・サポート ファイル	企業職員等 福祉サービス事 業所職員	
レベルⅡ (定期的) 専門療育的 支援	発達相談(保 健センター、 こども若者相 談センター) 福祉サービス (こども支援 課)	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計 画	発達相談(こ ども若者相談 センター) 福祉サービス (こども支援 課)	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計 画	発達相談(こ ども若者相談 センター) 福祉サービス (こども支援 課)	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計 画	発達相談(こ ども若者相談 センター) 福祉サービス (こども支援 課)	・サポート ファイル ・個別の教育 支援計画	発達相談(こ ども若者相談セ ンター) 福祉サービス (社会福祉協議 会)	・サポート ファイル	発達相談(こ ども若者相談セ ンター) 福祉サービス (社会福祉協 議会)
共時的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) 5W1H	保健師 心理士 指導主事(こ ども若者相談 センター、こ ども支援課) 行政職員(こ ども支援課)	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計 画	心理士 指導主事(こ ども若者相談 センター、こ ども支援課) 行政職員(こ ども支援課)	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計 画	心理士 指導主事(こ ども若者相談 センター、こ ども支援課) 行政職員(こ ども支援課)	・サポート ファイル ・個別の教育 保育支援計 画	心理士 指導主事(こ ども若者相談 センター、こ ども支援課) 行政職員(こ ども支援課)	心理士(こども 若者相談セン ター) 社会福祉協議 会職員	心理士(こども 若者相談セン ター) 社会福祉協議 会職員	心理士(こども 若者相談セン ター) 社会福祉協議 会職員	
レベルⅢ 医療的支援	病院 <内・外>	・継続・	病院 <内・外>	・継続・	病院 <内・外>	・継続・	病院 <内・外>	・継続・	病院 <内・外>	・継続・	病院 <内・外>

表7 ■Q-SACCS(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

<市町村 美瑛町 <人口:10,000人 <年間出生:40人>	0~3歳	継続的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	4~6歳	継続的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	7~15歳
レベルⅠ (毎日) 日常生活水準	○妊婦相談 ○新生児・乳児全戸訪問 ○乳幼児健診・相談 □△こども園・保育園・ 保育所	○すとりーむ ○心理士・作業療法士巡回 ○コーディネーター会議 (幼保部会) ○子ども支援センター研修会	□△こども園・保育園・ 保育所 ○4歳児育ちの応援事業	○すとりーむ ○コーディネーター会議 (幼小部会) 就学時健診 ○小学校への引き継ぎ	小学校 中学校 △児童館 △学童保育
共時的 インターフェイス (情報共有、紹介等) 5W1H	○保健師 ○心理士 ○OT ○保育士 □△保育士 ○育児相談 ○子ども支援センター (地域子育て支援拠点事業) ○要対協 ○地域支援(発達支援事業)	○すとりーむ ○心理士・作業療法士巡回 ○コーディネーター会議 (幼小部会) ○子ども支援センター研修会	○心理士 ○OT ○保育士 ○心理士・作業療法士・ 保育士巡回 ○育児相談 ○子ども支援センター (地域子育て支援拠点事業) ○要対協 ○地域支援(発達支援事業)	○すとりーむ ○心理士 △SC/SSW ○OT ○コーディネーター会議 (幼小部会) 就学時健診 ○小学校への引き継ぎ ○中学校への引き継ぎ ○高校への引き継ぎ	
レベルⅡ (定期的) 専門療育的支援	○発達相談 ○発達検査 ○相談事業所 ○児童発達支援 ○保育所等訪問支援事業 ○ペアプロ・ペアトレ ○PCIT	○すとりーむ ○療育支援会議 (幼・保、保健師・相談事業 所・教育委員会) ○情報共有	○発達相談 ○発達検査 ○相談事業所 ○児童発達支援 ○保育所等訪問支援事業 ○ペアプロ・ペアトレ ○PCIT	○すとりーむ ○就学相談・学校見学 ○小学校への引き継ぎ (通園児)	都特別支援学校 特別支援学級 ○通級指導教室 ○相談事業所 □放課後デイサービス 事業
共時的 インターフェイス (情報共有、紹介等) 5W1H	○保健師 ○心理士 ○OT ○保育士 ○精神保健福祉士○社福士 ○すとりーむ □巡回支援事業 (療育園・旭療) ○医療同行 ○要対協	○すとりーむ ○療育支援会議 (幼・保、保健師・相談事業 所・教育委員会) ○情報共有	○保健師 ○心理士 ○OT ○保育士 ○精神保健福祉士○社福士 ○すとりーむ □巡回支援事業 (療育園・旭療) ○医療同行 ○要対協	○心理士 △SC/SSW ○OT ○社福士 ○精神保健福祉士 ○すとりーむ □巡回支援事業 (養護学校) ○医療同行 ○要対協	
レベルⅢ 医療的支援	□旭川療育センター □旭川医科大学病院 □旭川厚生病院	……継続……	□旭川療育センター □旭川医科大学病院 □旭川厚生病院	……継続……	□旭川療育センター □旭川医科大学病院 □旭川厚生病院 □圭泉会病院 □聖台病院

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

表8 ■Q-SACCS(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

B市2	修学以前	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	小学校 段階	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	中学校 段階	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 段階	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 進学	継続的 インター フェイス (引き継ぎ) 5W1H	高等学校 卒業後 就職
レベルⅠ (毎日) 日常生活 水準	○子育てス テーション	△	○教育相談 ○子育てス テーション ○巡回発達相 談	△	○教育相談 ○子育てス テーション ○巡回発達相 談	△	○子育てス テーション	△	△	△	△
共時的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) 5W1H	△	○就学支援 シート ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版	○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版	○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン通 常の学級版
レベルⅡ (定期的) 専門療育的 支援	○児童発達支 援療育支援プ ログラム	○就学支援 シート ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版	○就学相談 放課後等デイ サービス ○教育支援学 級・校内通級 教室OTPTST 派遣	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版	○就学相談 放課後等デイ サービス ○教育支援学 級・校内通級 教室OTPTST 派遣	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版	△東京都との 連携	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版	△東京都との 連携	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版	△東京都との 連携 △若者サポ ート △障がい者支 援事業
共時的 インター フェイス (情報共有、 紹介等) 5W1H	△	△	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版 ○校内通級教 室実施要領	△	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版 ○校内通級教 室実施要領	△	○SSW ○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版	△	○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版	△	○個別指導計 画・個別の教 育支援計画ガ イドライン教 育支援学級版
レベルⅢ 医療的支援	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>	・継続・	●●病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で(青)実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

表9 聞き取り調査結果

	自治体情報	各自治体の特徴	Q-SACCSを記入しての感想・意見等	高等学校段階におけるリソースの課題など
1	<p>A市 (東京都)</p> <p>人口 18.7万人 (2022年)</p> <p>年間出生 約1,400人 (2021年)</p>	<p>・教育と福祉が一体となったセンターを運営し、18歳までの相談内容や個別の支援計画を電子データとして共有している。(情報をデータベース化している)</p> <p>・市が様式を定めた個別の支援計画(教育部分の個別の教育支援計画含む。表内同じ)をインターフェイスとして用いている。</p> <p>・Q-SACCSのすべての部分に記入されている。</p> <p>・高等学校段階以降のレベルⅠとⅡの記載があるものの、機能強化や明確化が課題となっている。</p> <p>・発達障害の指導や支援に詳しい小児科Dr.と発達障害のある子どもへの教育に詳しい大学教授が、教育と福祉の連携に関する制度設計について助言を受けている。</p>	<p>◎現在の就学前、学校種の区切りはわかりやすい。</p> <p>◎教育と福祉の担当者がそれぞれ記入したので、お互いに気づいていない点などがあり相互理解が深まった。福祉は就学前、教育は就学後の施策、支援に詳しくなった。</p> <p>◎質を含め機能強化が必要な点が見えた。特に、人に頼る部分が見えた。</p> <p>◎行政側が施策や支援の質を検討するのに役立つツールだと感じた。</p> <p>△目的、説明書きなどがなかったので、どこに当てはめるのか、事業や役職などをどのレベルで記入すればよいのか悩んだ。</p> <p>△引継ぎの質(データ、紙、口頭)などの違いをどのように表現すればいいのかわからなかった。</p> <p>△高校以上の項目は記入したが自信はなかった。都の施策や支援情報不足を感じた。</p> <p>△例書きや説明書きを増やすとともに、シート記入の目的(自治体内での整理、他市町との情報比較)を示す必要がある。それによって書き方が変わる。</p>	<p>・高校や特別支援教育コーディネーター、教員による支援の考え方の違いなど、つなぐ難しさを感じる。</p> <p>・個別の支援計画と個別の教育支援計画は、システム上、幼保小中がつながっているが、高校、大学、18歳以上の支援を担当する課とつながっておらず、紙に出力して引き継いでおり課題である。</p> <p>・このシステムの活用は、パンフレットや市の広報誌で広報している。幼保小中で毎年定期的に、このシステムの活用に関する研修を実施している。</p>
2	<p>B市 (東京都)</p> <p>人口 19.1万人 (2022年)</p> <p>年間出生 約1,400人 (2021年)</p>	<p>・教育委員会内の今年度からの担当者一人で記入したこともあってか、調査者が知る限りの市の取組すべてを把握しての記入になっていないように感じた。</p> <p>・後日、教育と福祉の連携について長期に担当していた退職したベテランに記入していただいたところ、ほぼすべての枠が埋まったシートが提出された。</p> <p>・市が様式を定めた個別の支援計画、サポートファイルをインターフェイスとして用いており、その活用のためのガイドラインを作成している。</p> <p>・高等学校段階以降のレベルⅠとⅡの記載がなかったり、他の記載に比べて非常に薄く、機能強化や明確化が課題となっている。</p> <p>・子育て施策については、障害児者施策に詳しい大学教授から助言を受けている。</p>	<p>◎ぱっと見て行政の施策がわかる。足りない部分もわかるので、整理するには便利。</p> <p>◎異動があった際にも制度理解に活用できそう。</p> <p>◎行政施策が学校現場、保護者に対しては不明確なところがあるので、これを見せることで相談先やリソースがわかって便利かもしれない。</p> <p>◎福祉と一緒に記入するとメリットが大きいかもれない。</p> <p>◎年齢区分は、今の学校段階ごとの方がわかりやすい</p> <p>・一部署が記入するようなシートではないし、それでは書けない。</p> <p>・有効性を理解してもらえれば、他部署でも記入に協力してくれるだろう。</p> <p>△どのような内容を記入すればいいのか不明確。シートの定義づけや記入する内容がわかるといい。ただ、項目例が多すぎると、それを入れればいいのか、となってしまい本末転倒になる可能性もある。</p> <p>△長期欠席や不登校、虐待など、状況によって記入する内容が違うので、テーマごとに記入するとわかりやすい(例：不登校用Q-SACCSがあるとレベルⅠが適応指導教室ということになる。普通に通っている子どもならレベルⅡとして適応指導教室が考えられる)</p>	<p>・高校の支援等の情報がほとんどない。都教委がまとめて記入して都内に周知されると便利。</p> <p>・市内の相談窓口等についてはHP(教育相談の基本的説明を動画でアップ)やポスター、広報誌で案内している。</p>

表9 聞き取り調査結果

	自治体情報	各自治体の特徴	Q-SACCSを記入しての感想・意見等	高等学校段階におけるリソースの課題など
3	<p>C市 (兵庫県)</p> <p>人口 30.4万人 (2022年)</p> <p>年間出生 約2,700人 (2021年)</p>	<p>・市が様式を定めた個別の支援計画をインターフェイスとして用いている。</p> <p>・「療育・就労支援ガイドブック」という相談窓口や支援先が示された冊子を2008年から毎年作成しており、つなぎについてもまとめている。HP場に公開されており、学校、保護者も見ることができる。</p> <p>・行政間はガイドブックでつながっており、保護者にもHPで公開しており、活用されている場面がある。</p> <p>・Q-SACCSのほとんどの部分に記入されている。</p> <p>・高等学校段階以降のレベルⅠとⅡの記載がなかったり、他の記載に比べて非常に薄く、機能強化や明確化が課題となっている。</p> <p>・これらの施策等については、子育てや障害児教育に詳しい大学教授、障害児教育の長い現場経験がある元校長等からの助言を受けている。</p>	<p>◎就学時、学校間だけでなく、教育と福祉などの連携で足りていない部分が可視化できた。</p> <p>◎会議等での定期的なつながりはあるが、日々のつなぎまでできておらず機能強化の必要性がみえた。</p> <p>◎ガイドブックが管理職レベルでしか共有されておらず、各校の特別支援教育コーディネーターレベルへの周知や理解促進の必要性やガイドブックの活用状況を把握していないことに気づききっかけになった。</p> <p>・他市町の記入したものを見て参考にしたい。</p> <p>△すでにガイドブックを作っているのに、Q-SACCSの必要性は感じなかった。</p> <p>△他市町だと例示がないと書けないのではないか。</p> <p>△担当者の理解度により、内容にずれが生じる可能性がある。</p>	<p>・高校段階でのガイドブック活用状況が不明。</p> <p>・昔は市内にある特別支援学校が市内の特別支援学級担任、通級担当教員（高校通級担当教員を含む）を集めて情報共有するなどして状況を把握できていたが、今は教育事務所が圏域で実施しており、高校の状況がより見えなくなっている。</p> <p>・県教育委員会主導で実施されている、中高連携シートやその引継ぎの仕組みがあり、中学校と公立高越学校は情報をつなげることはできている。</p> <p>・保育所等訪問支援を実施する際には、市教育委員会を通じて実施することになっており、市教育委員会から学校に制度を説明し、実施するようになっており、連携しやすい。</p>
4	<p>D市 (兵庫県)</p> <p>人口 15.2万人 (2022年)</p> <p>年間出生 約870人 (2021年)</p>	<p>・市が様式を定めた個別の支援計画をインターフェイスとして用いている。</p> <p>・教育と福祉が情報共有など連携しやすいように組織改編の途上の自治体。教育委員会が就学や福祉、法定健診などの担当部署の中にあり、日頃から多職種での協議が行われている。</p> <p>・Q-SACCSのすべての部分に記入されている。</p> <p>・高等学校段階以降のは記載されているものの、インターフェイスを含めすべてのレベルで明確化が課題とされている。</p>	<p>◎就学前から高校卒業後までのつながりを確認できたり、縦横連携の全体像が見えるので、政策立案や見直しに活用できる。</p> <p>◎保護者や教員等が前後のつながりが見えるので、ロングスパンで制度利用や支援を考えやすい。</p> <p>◎保護者や学校もこれを見ることで全体像がわかり理解しやすいのではないか。</p> <p>◎現在、学校と福祉では個別の教育支援計画とサポートファイルという形で違うデータになっているが、これを書いて同じフォーマットにすべきと感じた。</p> <p>・就学担当している保健師、手帳発行を担当している部署の職員が一緒に作成すれば、もっと網羅できるように感じた</p> <p>△どこに何を書けばいいのかわかりにくい。例示、もしくはヒント必要。</p> <p>△自分のポジションによって、書ける部分と書けない部分に分かれてしまう。</p> <p>△現場の先生が使うには、言葉の簡易化、もしくは、言葉や制度の説明が必要（例：保育所等訪問支援事業）。</p>	<p>・県教育委員会主導で実施されている、中高連携シートやその引継ぎの仕組みがあり、中学校と公立高越学校は情報をつなげることはできている。</p> <p>・自立支援協議会子ども部会で3ヶ月に1回程度、加えて、特別支援教育連携会議で月1回関係者が集まっており、各部署と連携はしているので、会議等の場所で意見を言うことはできる。制度反映のためには、このようなシートで共有することが役立つように感じた。</p>

表9 聞き取り調査結果

	自治体情報	各自治体の特徴	Q-SACCSを記入しての感想・意見等	高等学校段階におけるリソースの課題など
5	<p>E 町 (北海道)</p> <p>人口 0.96万人 (2022年)</p> <p>年間出生 約40人 (2021年)</p>	<p>・町が様式を定めた個別の支援計画、サポートファイルをインターフェイスとして用いている。他にも子育てブック、相談や支援先を一覧にしたリソースシートなどを全員の出生児保護者に対して生後6ヶ月頃に配布している。また、LINEを使った子育てアプリでの情報提供も実施している、</p> <p>・教育委員会と就学前を担当する部署との協力関係ができています。</p> <p>・Q-SACCSの中学校まではインターフェイスを含め、すべて記載できている。</p> <p>・高等学校以降は、記載されていなかったが、聞き取りの中では把握しているが、機能強化や明確化が必要なことが多い状況だった。</p>	<p>◎インターフェイスとしてサポートファイルの有効性、3歳までの手厚さなど、町の取組を改めて整理するのに役立った。</p> <p>◎マンパワーに頼っていること、義務教育段階以降の事業の不足などの問題点が見え、機能強化の必要性がわかった。</p> <p>◎学校管理職には、保護者向け資料は配付せずに説明だけしている。配った方が理解がすすむかもしれない。教員はこの配付資料を見たことがない教員がいるかもしれないことがわかった</p> <p>・保護者については、これまでの配付資料があるため、そちらの方が使いやすいのではないかと感じた。</p> <p>△これまでの町での作成資料があったために書きにくいことはなかったが、他の自治体が記入するときには、どこに何を書けばよいのか、悩むとは感じる</p> <p>△ブルダウンをつける方法もあるのでは？</p>	<p>・高校段階以上の障害のある子どもや成人を担当する部署との連携が課題。そこで、その課題を解消するために、15～18歳を移行期と捉え、15歳からフォローアップを行えるように福祉部局の組織改編を実施予定している。</p> <p>・高校段階の支援は、管理職が変わると対応が変わる場合が多い。</p> <p>・町内にある高校に通っている町内在住の生徒（約2割）の状況はつかめるが、町外に出てしまうと相談等がない限り状況がつかめない。</p>